

輪島市監査公表第49号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年1月18日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年1月11日（水） 議会事務局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

※小山 栄監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から11月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○「予算決算委員会」が平成 28 年 3 月議会より設置され、市議会議員全員による出席となり、議案審議の深化と意識向上が期待されることから、行政執行上も有意義なことと評価できる。設置趣旨の理念を忘れることなく、組織が有効に機能し活発な議論が展開されることを今後も多いに期待するものである。

○今般、議会政務活動費補助金の執行事務・精算事務について「政務活動費の手引き」が作成され、チェック体制の強化と透明性の確保が図られることとなった。当該事案に関する一般市民の関心度は高く厳しいものがあると思われることから、引き続き政務活動費の適正な運用に努めると共に普段の見直しに尽力されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。